

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日まで広島県に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画区域全域

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課

広島県西部建設事務所廿日市支所土木課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から平成二十三年二月十七日まで